

告示第3号

日田玖珠広域消防組合意見提出手続要綱を次のように定める。

令和5年6月1日

日田玖珠広域消防組合

管理者 原 田 啓 介

日田玖珠広域消防組合意見提出手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、政策等の企画立案における住民の意見提出手続に関し、必要な事項を定めることにより、当該政策等に関する情報を早期に住民に広く公表し、日田玖珠広域消防組合（以下「組合」という。）を組織する関係市町の住民への説明責任を果たすとともに、住民と行政との情報の共有化を図り、もって住民の消防行政に対する理解と参画を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 組合の条例及び組合の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）並びに大分県の事務処理の特例に関する条例（平成11年大分県条例第37号）により組合が処理することとされた事務について規定する大分県の条例及び大分県の執行機関の規則をいう。
- (2) 法令 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに条例等をいう。
- (3) 組合の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される組合の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(対象)

第3条 この要綱は、組合の機関が定める次に掲げるもの（以下「政策等」という。）を対象とする。

- (1) 次に掲げる条例（金銭の徴収又は給付に関するものを除く。）の制定、廃止又は重要な改正
 - ア 組合の基本的な制度を定める条例
 - イ 住民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

ウ 住民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例

- (2) 総合計画等組合の基本的な政策を定める計画の策定又は重要な改定
- (3) 組合の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は重要な改定
- (4) その他管理者が必要と認めるもの

(意見提出手続)

第4条 組合の機関は、政策等を定めようとする場合には、当該政策等の案（政策等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて住民の意見を求めなければならない。なお、当該公表は、様式第1号によるものとする。

2 組合の機関は、前項の規定により政策等の案を公表する場合には、併せて次に掲げる資料等を公表するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案を作成した趣旨、目的、背景等
- (3) 政策等の案を作成する際に整理した組合の機関の考え方、論点等
- (4) 住民が政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 組合の機関は、前項各号に掲げる資料等に対して住民から資料等の追加を求められた場合において必要と認めるときは、速やかに追加の資料等を作成するものとする。

(意見提出の期間及び方法)

第5条 前条第1項の規定により定める意見提出期間は、同項の公表の日から起算して30日以上でなければならない。

2 意見の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ホームページ（アンケートシステム）
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 消防本部及び玖珠消防署への書面又は電子的記録媒体による直接提出
- (5) その他管理者が適当と認める方法

3 住民は、意見の提出をする場合には、原則として様式第2号によるものとし、氏名、住所等を明らかにするものとする。

(意見提出手続の義務付けの解除)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 公益上、緊急に政策等を定める必要があるため、第4条第1項の規定による手続（以下「意見提出手続」という。）を実施することが困難であるとき。
- (2) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求に基づく条例の制定又は改廃をするとき。

(意見提出手続の特例)

第7条 組合の機関は、政策等を定めようとする場合において、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、第5条第1項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該政策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

2 組合の機関は、審議会等（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて設置される附属機関及びこれに準ずる機関をいう。）の議を経て政策等を定めようとする場合において、当該審議会等が意見提出手続に準じた手続を実施したときは、第4条第1項の規定にかかわらず、自ら意見提出手続を実施することを要しない。

3 組合の機関は、法令により、縦覧等の手続が義務付けられている政策等を定めようとする場合には、この要綱と同等の効果を有すると認められる範囲内において、この要綱の手続を行ったものとみなし、その他必要な手続のみを行うことで足りるものとする。

(提出意見の考慮)

第8条 組合の機関は、意見提出手続を実施して政策等を定める場合には、意見提出期間内に当該組合の機関に対し提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

(結果の公表等)

第9条 組合の機関は、意見提出手続を実施して政策等を定めた場合には、次に掲げる事項を様式第3号により公表しなければならない。

- (1) 政策等の名称
- (2) 政策等の案の公表の日
- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
- (4) 提出意見を考慮した結果（意見提出手続を実施した政策等の案と定めた政策等との差異を含む。）及びその理由

2 組合の機関は、前項の規定により提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

3 組合の機関は、意見提出手続を実施したにもかかわらず政策等を定めなかった場合には、その旨（別の政策等の案について改めて意見提出手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を公表しなければならない。

4 組合の機関は、第6条各号のいずれかに該当することにより意見提出手続を実施しないで政策等を定めた場合には、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 政策等の名称及び趣旨

(2) 意見提出手続を実施しなかった旨及びその理由

(再度の意見提出手続の実施)

第10条 組合の機関は、事情の変化等により意見提出手続を実施した政策等の案と基本的に異なった内容とする必要が生じた場合（意見提出手続に基づく修正として行われる場合を除く。）には、新たな政策等の案について、再度の意見提出手続を実施しなければならない。

2 組合の機関は、前項の規定にかかわらず、緊急性を要する等の理由から再度の意見提出手続を実施することが困難であると認められる場合には、この手続を行わないことができる。

3 組合の機関は、構想又は検討の段階で意見提出手続を実施した場合には、可能な限り、その実施を経て作成した政策等の案について、再度の意見提出手続を実施するよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第11条 管理者は、毎年度、前年度における意見提出手続の実施状況（第6条各号の規定により意見提出手続を実施しないで定めた政策等の状況を含む。）を取りまとめ、これを公表するものとする。

(準用)

第12条 第8条の規定は第7条第2項に該当することにより組合の機関が自ら意見提出手続を実施しないで政策等を定める場合について、第9条第1項及び第2項の規定は第7条第2項に該当することにより組合の機関が自ら意見提出手続を実施しないで政策等を定めた場合について、第9条第3項の規定は第7条第2項に該当することにより組合の機関が自ら意見提出手続を実施しないで政策等

を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第8条中「当該組合の機関」とあるのは「審議会等」と、第9条第1項第2号中「政策等の案の公表の日」とあるのは「審議会等が政策等の案について公表に準じた手続を実施した日」と、同項第4号中「意見提出手続を実施した」とあるのは「審議会等が意見提出手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

(公表の方法)

第13条 第4条第1項並びに第9条第1項（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第3項（前条において準用する場合を含む。）及び第4項並びに第11条の規定による公表の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 組合のホームページへの掲載
- (2) その他管理者が適当と認める方法

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

様式（省略）